

中期目標期間の終了時の検討について

1 地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 本市における終了時の検討の実施時期及び実施方針

本制度の趣旨から次期中期目標策定前に実施することが適当と考えられる。

終了時の検討を行うに当たり、北松中央病院の場合、中期目標期間が3年間と短く中間評価が難しい事、また評価手続きを簡略化する観点から、本市策定の中期ビジョン及び過去2ヶ年度の年度評価を活用して実施する。

以上を踏まえて、次回予定(10月初旬開催)している評価委員会において、終了時の検討に係る評価委員会の意見聴取及び第4期中期目標の意見聴取を行うもの。

【実施時期】次期中期目標策定前に実施する。

【実施方針】中期ビジョン及び過去2ヶ年度の年度評価を活用して実施することとする。
検討の結果に基づく所要の措置の内容を次期中期目標に反映させる。

3 進め方

日程		説 明
7月	業務継続の必要性、組織の在り方の検討	過去2ヶ年度の評価結果から、業務継続の必要性等を検討する。
9月	市方針の決定	検討の結果を基に市の方針を決定する。
10月	評価委員会開催	評価委員会へ終了時の検討の意見を聴取する。